避難所における新型コロナウイルス感染症対策

内閣府(防災扣当) 避難生活扣当

1 はじめに

避難所における感染症対策については、従来から、「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」(平成25年8月(平成28年4月改定)内閣府(防災担当))や「避難所運営ガイドライン」(平成28年4月内閣府(防災担当))等により、必要な感染症対策を講じるよう自治体に対して周知を行ってきました。

新型コロナウイルス感染症については、感染経路が特定できない症例が多数に上り、かつ、急速な増加が確認され、医療提供体制もひっ迫するなどしたため、令和2年4月7日に、7都府県に新型コロナウイルス感染症状況において災害が発生し避難所を開設する場合には、いわゆる「3密」の回避等、新型コロナウイルス感染症対策に万全を期することが重要であることから、政府としては累次の通知により避難所における新型コロナウイルス感染症対策をお示し、自治体の取組を促すとともに、支援してきたところです。

本稿では、これまでお示ししてきた避難所 における新型コロナウイルス感染症対策等に ついてご紹介いたします。

2 避難所における 新型コロナウイルス感染症対策

避難所における新型コロナウイルス感染症 対策として主なものは、(1)親戚や友人の家 等への避難の検討、(2)可能な限り多くの避 難所の開設、(3)避難者の健康管理に関することの準備等、(4)避難所内の十分なスペースや発熱・咳等の症状がある人の専用スペースの確保が挙げられます。

(1) 親戚や友人の家等への避難の検討

「避難とは「難」を「避」けること」であり、安全な場所にいる人まで避難する必要がないこと、避難先は小中学校・公民館等だけでなく、安全な親戚や友人宅等への避難についても検討していただくこと、について住民の方へ周知・広報いただくよう自治体を促してまいりました。

なお、在宅等で避難生活を送っている被災者に対しても、避難所にて提供される食料や水等の必要な物資の配布、医師・保健師等による保健・医療等のサービスの提供、住まいや生活環境等に関する行政からの正確な情報の伝達等が適切に行われるよう併せて周知してまいりました。

(2) 可能な限り多くの避難所の開設

政府においては、これまで、避難所における「3密」を避ける観点等から、避難所を開設する場合には、発災した災害や被災者の状況等により、あらかじめ指定した指定避難所以外の避難所を開設するなど、通常の災害発生時よりも可能な限り多くの避難所の開設を図っていただくよう自治体を促してきました。また、避難所の確保にあたっては、ホテルや旅館、国等の研修施設等の活用についても検討していただくようお示ししてきました。さらに、ホテル・旅館等を避難所として活用することに資するよう、受け入れ可能なホテル

や旅館、国等の研修施設等について自治体に 対し情報提供を行ってきました。令和2年7 月豪雨の際には、熊本県において、県旅館ホ テル生活衛生同業組合との協定に基づき、県 下全域で受け入れ可能なホテル・旅館を確保 しています。また、避難所として活用できる 施設が不足し、かつホテル・旅館の多くが浸 水被害を受けている一部の地域において、県 主導で被災したホテル・旅館を応急的に補修 し、避難所として活用する取組が行われてい ます。

(3) 避難者の健康管理に関することの準備等

避難所において新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止する観点から、避難者の健康状態を確認するよう促しており、健康チェックリスト例(図1参照)及びチェックリスト例を活用して確認された健康状態等に基づいた滞在スペースと区画の振り分け例(図2参照)もお示ししてきました。

また、マスク、消毒液、パーティション等 の物資について、新型コロナウイルス感染症 対応地方創生臨時交付金を活用しながら備

図1 受付時 健康状態チェックリスト (例)

_			受付日:令和	年	Я	B
ŀ	避難所名		氏名		年	88
L			ウ項目		A.	
ł	あなたは新型コロナウイルスの!			944 PT		
1	現在、健康観察中ですか?				はい・いいえ	
l	普段より熱っぱく感じますか?				はい・いいえ	
I	呼吸の息替しさ、胸の痛みはありますか?				1211 -	以快
l	においや味を感じないですか?				はい・いいえ	
I	せきやたん、のどの痛みはありますか?				1211 +	いいえ
Ι	全身がだるいなどの症状はありますか?				1211 -	LYLVR
T	社会気がありますか?				1211 -	ULVE
Ī	下痢がありますか?				1211 -	LILIA
T	からだにぶつぶつ(養疹)が出ていますか?				IZLY +	INLI
Ī	目が赤く、目やにが多くないですか?					LILIZ
T	現在、医療機関に過院をしていますか? (症状:)				1211 -	LILVE
ı	現在、服業をしていますか?	黨名:)	izu .	LILIA
Ť	そのほか気になる症状はありますか?					ULVE
ſ	※「はい」の集合、具体的にご記入ください					
t	避難所での行動に際し、介護や介助が必要ですか?				tan - noa	
I	避難所での行動に際し、配成を要する際がいがありますか?					true
I	※「はい」の場合、推介いの内容をご記入ください					
t	乳幼児と一緒ですか?(妊娠中も含む)				1211 +	CHENE
Ť	呼吸器疾患、高血圧、種尿病、その他の基礎疾患はありますか?					LILIZ
Ì	※「はい」の集合、具体的にご記入ください					
	てんかんはありますか?	itte -	ining			
	Œ,	下は、受け組合	者が記入します)			
ſ	体温	°c	受付者名			
t	滞在スペース・区面					

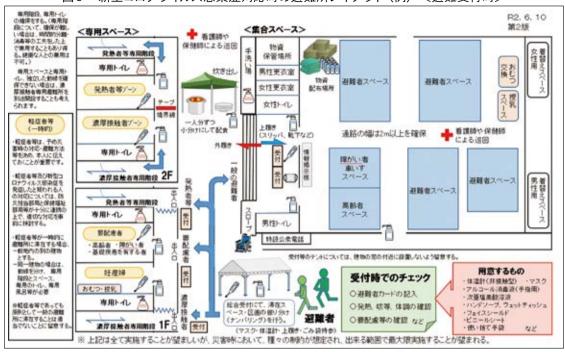
図2 滞在スペースと区画の振り分けについて(例)

- ①総合受付にて、避難に「受付時 健康状態チェックリスト」を記入してもらい、避難者の検温を行う。
- ②受付担当者は、避難者の検温を行い、滞在スペースと区画(パーテーション〇〇番区画など)を決定する。

滞在スペース		状態	目安となる基準	
集	避難者スペース	一般の避難者	チェックリストでチェックが入らなかった人	
集合スペース		要配慮者のうち、集合スペースの避難者スペースで の避難に差し支えない人	要配慮者に関する項目14~18にチェックがつくが、本人の申し 出も参考に判断	
l Z	障がい者 高齢者 スペース	要配慮者のうち、集合スペースでの避難に差し支えない人	要配座者に関する項目14~18にチェックがつくが、本人の申し出も参考に判断	
	濃厚接触者 ゾーン	健康観察中の濃厚接触者	健康に関する項目1にチェックした人	
専用スペ	発熱者等 ゾーン	発熱、咳等の症状がある人	健康に関する項目2~10にチェックがついた者、発熱がある人	
ペ ا ع	要配慮者	要配慮者のうち、集合スペースでの避難が困難で、 特に支援が必要な人	要配慮に関する項目14~18のいずれかにチェックがついた人 (高年齢の方)、およびその家族	
	妊産婦 ゾーン	乳幼児と一緒に避難した者または妊娠中の人	要配慮者に関する項目16にチェックがついた人のうち、希望する人	

- ③避難者は、決められた滞在スペースに移動する。
- ④運営体制が整えば、それぞれのスペースにて受付を行う。

図3 新型コロナウイルス感染症対応時の避難所レイアウト(例) <避難受付時>





(R2.6.10 第2版)

MERK

・加速ないの見を発生さ

予護保する案外にすることが望ましょいまた、韓状を考ま

-時的に滞在する場合がある。

発熱・咳等のある人や濃厚接触者専用室のレイアウト(例)

● 発熱・収等のある人及び濃度接触をは、それぞれ一般の避難者とはソーツ、動体を分けること。 ● 発熱・収等のある人は、可能な限り値変にすることが望ましいが、難し、場合は専用のスペースを確保する。やむを持ず同変にする場合は、パーティンシンで区切らなどの工夫をする。 ● 漁屋接触者は、可能な限り間室を受ける。類し、場合は専用のスペースを確保する。やむを持ず同変にする場合は、パーティンシンで区切らなどの工夫をする。 ※ 漁埠接触者は、発熱・明等のある人より発光して保室管理とする。 ● 人権に配乗して「認会者を排除するのではなく、感染対策上の対応であること」を十分に周知する。 (例) (例)

感染予防おより医療・保護系動のしやするの動品から、地域における感染拡大状況や、各連関所、活用するホテル・開業等 防火性治療局や保健協と影響等の連携のもと、必要に応じて特定の連難者の専用の連載所を設定することも考えられる。 (例: 高齢者・基礎理念を有する・媒体: 当と起帰時、発験・関係の世代のある者間、深度開発者用)

※ 上記は全て実施することが望ましいが、兵害時において、種々の参約が想定され、出来る範囲で最大規模能することが望まれる。

※飛送敷除傷ぐため、少なくとも座位で口充より薬、パーティションとし、ブライバシーつつ、より薬、ものが望ましょ。

発熱・妨害のある人及び濃厚損除者は、マスクを着用する

軽症者等は、予め災害時の対応・避難方法等を決めておべことが望ましいが、避難所に

(4) 避難所内の十分なスペースや発熱・ 咳等の症状がある人の専用スペースの確保

図6

開設した避難所においては、避難者のスペースを十分に確保していただくことや発熱・咳等の症状がある人の専用スペースの確保が重要となっており、避難所における避難スペースのレイアウト等の参考としていただけるよう具体的なレイアウト図、動線の参考例(図3参照)もお示ししてきました。

一般の避難者が滞在するスペースにおいては、テープ等により区画を表示する、パーティション、テントを利用する場合は、番号等を付して、誰がどの区画等に滞在しているかわかるような管理をしていただくようお示ししております(図4、5参照)。

発熱・咳等の症状がある人や濃厚接触者については、可能な限り個室にする必要がありますが、やむを得ず発熱・咳等の症状がある人同士、濃厚接触者同士を同室とする場合には、パーティションで区切るなどの工夫を促しております (図6参照)。

また、避難所の運営訓練は、避難所を実際 に運営していく上での必要人員の検討、役割 分担、課題等を確認するに当たって有効であ るため、「新型コロナウイルス感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練ガイドライン」(第一版:令和2年6月8日、第二版:令和2年9月7日)を作成し、自治体に周知するとともに、新型コロナウイルス感染症対策に配慮した上での訓練の実施についても促してきました。

HEART

以上に述べた内容は、自治体が新型コロナウイルス感染症対策について、平時の事前準備及び災害時の対応を行うにあたっての参考として示しているものであり、これらをまとめた「新型コロナウイルス感染症を踏まえた災害対応のポイント【第1版】」やこれまでの通知等について、内閣府防災のホームページに掲載されておりますので、ご参考にしていただけると幸いです。

令和2年7月豪雨等においては、災害発生に備えた避難の周知、在宅等で避難されている住民への支援物資の運搬等、消防団の方々のご協力をいただきながら、災害対応を行っているところです。

新型コロナウイルス感染症が収束しない中、 政府としても、引き続き、自治体の状況も踏まえながら、必要な助言、支援等に取り組ん でまいります。